

一 般 競 争 入 札 公 告

公 告

福岡県が委託する業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

福岡県本庁舎一般外来駐車場運営管理業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで

ただし、契約締結日から令和 8 年 1 月 4 日までは機器の設置等に必要な準備期間とする。

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

(4) 委託期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで（7 2 か月）

(5) 委託業務履行場所

福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁舎行政棟

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月 1 6 日福岡県告示第 2 4 4 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 7 月 7 日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目 1 3 - 1 1（サービス業種・その他）で、「A A」の等級に格付けされている者

(2) 本県内に本店又は支店を有する者であり、取引希望地区が「全県」又は「福岡」である者

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 1 4 年 2 月 2 2 日 1 3 管達第 6 6 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込み受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。

(5) 過去 3 年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項に該当しない者）

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部財産活用課管理第一係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3089（ダイヤルイン）

5 入札説明書の交付

(1) 期間等

令和7年6月23日（月）から令和7年7月28日（月）までの毎日（ただし、福岡県の休日（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く）午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。そのほか、福岡県ホームページからダウンロードして入手することも可能である。

6 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札説明書中の別紙「入札参加申込みに係る提出書類」のとおり

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期限

令和7年7月7日（月） 午後5時00分

期限後は受領しない。

(4) 提出方法

直接持参のうえ提出すること。（ただし、県の休日には受領しない。）

7 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和7年8月7日（木） 午前10時00分

(2) 場所

福岡県庁舎行政棟 行政3号会議室（南棟地下1階）

(3) 入札方法

入札書は、入札者又はその代理人が直接持参のうえ提出すること。

8 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに7の(2)の場所で行う。

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

なお、再度の入札を行う場合において、11に規定する無効入札をした者は、これに加わることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（年額ではなく、総額（消費税及び地方消費税を含む。））。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上の保険金額とし、

入札日以前から令和7年8月19日までを保険期間とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を2件以上提出する場合。
イの「誠実に履行したことを証明する書面」の提出期限は、令和7年8月7日(木)午前10時00分とする。

(2) 契約保証金

契約金額(年額ではなく、総額(消費税及び地方消費税を含む。))。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上の保険金額とし、契約締結の日から令和13年12月31日までを保険期間とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を2件以上提出する場合

(3) 契約の種類及び規模

(1)及び(2)の「種類をほぼ同じくする契約」とは、駐車場の運営又は管理等に係る契約、「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額及び契約金額の2割に相当する金額より高い金額の契約とする。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

12 最低制限価格の有無

無

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報

（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。